

## 委員および一般からのご意見

### ①委員から流域委員会への意見、指摘 (2007/10/23~2007/11/6 第 65 回委員会以降)

平成 19 年 10 月 23 日開催の第 65 回委員会以降、委員からのご意見はありませんでした。

### ②一般からの流域委員会へのご意見 (2007/10/23~2007/11/6 第 65 回委員会以降)

No.	発言者・所属等	受取日	内 容
869	酒井隆氏	07/11/2	「国会会議録 168-衆-予算委員会-3号 平成19年10月10日」が寄せられました。別紙869-1をご参照下さい。
868	小松正明氏	07/11/1	「「淀川の未来を考えよう」でお聞きした「・・・整備計画原案」に関する質問と意見」が寄せられました。別紙868-1をご参照下さい。
867	中山学氏	07/10/31	「淀川水系河川整備基本方針、淀川整備計画原案及び淀川流域委員会資料についての再質問」が寄せられました。別紙867-1をご参照下さい。
866	山岡久和氏	07/10/31	「質問・意見」が寄せられました。別紙866-1をご参照下さい。
865	小山公久氏	07/10/30	「河川管理者の謝罪を要求する。」が寄せられました。別紙865-1をご参照下さい。
864	京都大学名誉教授 奥西一夫氏	07/10/30	「質問書：天ヶ瀬ダム再開発計画等における流下能力1500M3/sの根拠」が寄せられました。別紙864-1をご参照下さい。
863	関西のダムと水道を 考える会 野村東洋 夫氏	07/10/30	「淀川の利水についての質問」が寄せられました。別紙863-1をご参照下さい。
862	関西のダムと水道を 考える会 野村東洋 夫氏	07/10/30	「(川上ダム)「長寿命化容量」についての質問(その2)」が寄せられました。別紙862-1をご参照下さい。
861	宇治「防災を考える 市民の会」梅原孝氏	07/10/30	「前期放流・塔の島付近の問題等についての質問及び意見」が寄せられました。別紙861-1をご参照下さい。
860	自然愛・環境問題研 究所 浅野隆彦氏	07/10/30	「淀川水系河川整備計画原案に関わる疑問(再質問)」が寄せられました。別紙860-1をご参照下さい。
859	宇治・世界遺産を守 る会 藪田秀雄氏	07/10/30	「淀川水系河川整備計画原案についての質問および意見」が寄せられました。別紙859-1をご参照下さい。
858	自然愛・環境問題研 究所 浅野隆彦氏	07/10/30	「既設ダムの長寿命化について(補足説明)への疑問」が寄せられました。別紙858-1をご参照下さい。
857	宇治「防災を考える 市民の会」梅原孝氏	07/10/29	「利水等の問題についての質問及び意見」が寄せられました。別紙857-1をご参照下さい。
856	関西のダムと水道を 考える会 野村東洋 夫氏	07/10/28	「「異常渇水シミュレーション」についての質問」が寄せられました。別紙856-1をご参照下さい。
855	宇治「防災を考える 市民の会」梅原孝氏	07/10/28	「槇島堤防など宇治川堤防についての再質問」が寄せられました。別紙855-1をご参照下さい。
854	自然愛・環境問題研 究所 浅野隆彦氏	07/10/28	「淀川水系河川整備計画原案に関わる疑問(再々質問を含む)」が寄せられました。別紙854-1をご参照下さい。
853	佐川克弘氏	07/10/26	「異常渇水対策検討ケースの新提案」が寄せられました。別紙853-1をご参照下さい。
852	佐川克弘氏	07/10/25	「丹生ダムの異常渇水対策容量についての疑問」が寄せられました。別紙852-1をご参照下さい。

## ■国会会議録 168-衆-予算委員会-3号（平成19年10月10日）【一部抜粋】

●前原委員 民主党の前原でございます。

午前、午後と分かれて質問をいたしますが、まず、きょう質問したいことは大きく言って二つございます。

一つは、日本の最大の問題は、財政の赤字、国、地方を合わせて、数えようによっては一千兆円を超える借金を抱えているということが言われておりますし、しかも、そのタイミングで急速な少子高齢化が進んでいて、また、人口減少社会を迎えているということ、これを考えれば、与野党を問わず政治家の最大の問題というのは、この財政にどう向き合うかということが大きな問題であるというふうに思います。

この問題を考えるときに、私は、安易な増税をすべきではない。私が好きな言葉に、中曽根内閣のときの行革臨調をされた土光敏夫さん、経団連の会長でありますけれども、土光さんのお言葉を私は引用をよくさせてもらっています。行革なくして増税なし。つまりは、徹底的に歳出の無駄遣いを削らずして安易な増税に頼ることがあってはならない。このことを私は、やはり政治のベースにならなければいけないというふうに思っております。

その上で、今回の質問では、まずは三点の税の無駄遣いといいますか、歳出カットのできる分野を私なりに建設的に訴えをし、そして、総理あるいは関係大臣から、それについて前向きに答弁をしていただきたいと私は思います。

まずは公共事業です。そして二つ目、これは午後になると思いますけれども、天下りと随意契約の問題。三つ目は国と地方の関係、特に地方の多重行政の無駄の問題。この三つを、具体的な数字も挙げてお話をしたいと思います。

公共事業は、額はかなり減りました。一番多いときから比べますと、国費で半額ぐらいに今なっております。一番高いときで対GDP比が六・四％、今は三・〇％ぐらいまで減ってきているわけですが、しかし、この三・〇％という対GDP比で見ると、まだまだほかの先進諸国と比べるとこの公共事業の費用は高いと私は思っています。例えば他の先進国と比較いたしますと、ドイツは一・三％、イギリスは二・一％、アメリカは二・五％、こういうことであります。

そして、この公共事業でやはりボリュームが大きいのは、何といたしましても道路とそして河川、この二つであります。きょう、時間があれば道路特定財源の話もさせていただきたいと思っておりますけれども、道路について我々は、道路特定財源は今も暫定税率でありますけれども、本則に一たん戻す、そしてまた、一般財源化を考える中で環境負荷的な税を導入するというのは、我が党の選挙マニフェストには書かれているところであります。この一般財源化をどう考えていくかということは、来年の予算編成、税制改正を含めて大きな議論になっていくと思っております。

そこで、きょうは、主に河川の問題に私は焦点を絞ってお話をさせていただきたいと思っております。

平成十一年、今から八年前に、民主党で初めて次の内閣というものが誕生いたしました。そのときに私は、社会資本整備の担当の次の内閣の大臣に任命をされました。そのときはまだ国土交通省というのはありませんで、建設省と運輸省というのがそのときの私の所管の分野でありました。そのときに私は四つの法案を出しました。

一つは、公共事業のいわゆる事業別中長期計画というもの、これが公共事業の既得権益を守る温床になっているということで、これをなくしていくべきだということで一本化をしていくべきだという法案。それから、公共事業の額がその当時は非常に高かった。したがって、量的な削減を毎年強いていくという、今、経済財政諮問会議ではそのような話になっておりますけれども、そういう法案。もう一つ大きなのは、ダムに頼らない治水、そしてまた、山の保水能力を高めて、自然環境にも配慮した治山治水をしようということで、緑のダム法案。こういうものを出させていただきました。何度か出させていただきましたけれども、結局、議論もされずに廃案になったわけでありまして。

一つは、私、このときにダムの問題として取り上げさせてもらいましたのが、熊本県にある川辺川ダム。これは私は三回行きました。この川辺川ダムでありますけれども、これは国土交通大臣御存じだと思いますけれども、これは一九七六年なんですね、七六年の当初の見積額は三百五十億円。これは三十年以上たっていますけれども、まだいまだにダムの本体工事には取りかかれておりません。しかし、今までに一体幾らかかったかということ、二千四十三億円以上かかっているということでございまして、約六倍に膨れ上がっているわけでありまして。

ダムというのは金がかかる。これは国土交通省がみずから発表されたものでありますけれども、百四

十九基のダム、当初計画と、実際に今の修正も含めた建設費見込みで約何倍になっているかという、これは一・四倍になっていて、合計金額九兆円という莫大なものであります。そして、その大きな核になるのが、私はきょう二つのダムを議論させてもらいたいと思いますけれども、川辺川ダムと淀川水系の大戸川ダムだと私は思っております。

そこで、大臣に質問させていただきたいわけですが、平成九年に河川法の改正がございましたよね。平成九年の河川法の改正というのは、これは、考え方を变える、環境保全と流域、水域の住民参加で河川計画を立てていくということが大きな柱であったわけでありまして、それが守れなければいけない。守らなければ河川法違反になるわけでありまして。

ただ、この問題は、地元の相良村の村議会あるいは相良村の村長さんも反対、ダムは要らないというふうに言っている。そして、相良村だったら一つではないかということをおっしゃるけれども、全体の流域、球磨川流域を管理されている熊本県の潮谷知事、この知事も反対をされている。そして、この取りまとめ案については了承しがたいと発言をされている。

これは、十一回、本来、他の水系では通常二、三回の会合で答申がまとまるんですよ。私は個人的に話をしました。本心は反対だということをはっきりおっしゃっていました。ただ、取りまとめ案は了承しがたいということをおっしゃっているわけですよ。了承しがたいとおっしゃっている。十一回もこれについては審議を重ねてきている。

河川法改正のもとで、これだけ地元の流域が反対をしていて、そして地元の熊本県知事も、取りまとめ案は了承しがたい、ダム建設を前提とする取りまとめ案は了承しがたいと言っていますけれども、まだ強行しますか、ダム建設を。

・・・(中略)・・・

●前原委員 それでは、午前中に続いて質問させていただきます。

午前中の質問で、二点申し上げたいことがあります。

一つは、熊本県知事の公の場以外での発言については撤回をさせていただきます。

それからもう一つは、地元の松野信夫議員の事務所にお電話があったそうであります、川辺川ダムの流域の方から。これは冬柴大臣にお伝えだけしておきますけれども、先ほど、四十年に四名、五十七年に六名の死者が出ているという答弁があったけれども、それは地元の方から、間違いであると。十名の死者は、川辺川に流入する支川、枝川での土砂崩壊による死者であって、川辺川ダムをつくれば防げる死者ではなかったということをおっしゃっているとお伝えだけしておきます。

そして、質問を続行させていただきます。

川辺川ダムの話を先ほどいたしました。もう一つ、淀川水系の大戸川ダムの話をさせていただきたいと思うわけですが、去る八月に、二年前に凍結を近畿地方整備局みずからが宣言をしていた大戸川ダムが、今度は一転して建設ということになりました。伺っている総工費は約一千億円。従前の計画は七百四十億円で、既に六百億円使われているというので、このたった二年で方針を転換するというので、さらに進めていくと四百億円の負担増になるわけでありまして。

これは、なぜたった二年で、凍結をすると言っていたものを翻したのかということでもあります。

これは、二年前に国土交通省の近畿地方整備局が出されたペーパーをもとにお話をいたしますけれども、保津峡、これは注釈を入れますと桂川、それから岩倉峡、これは木津川であります、の開削、つまり広げることは、「桂川及び木津川及び淀川における水害の危険性を増大させるおそれがあるため当面実施することはできません。保津峡、岩倉峡を開削するまでは、天ヶ瀬ダム再開実施後においては、大戸川ダムの洪水調節による宇治川及び淀川での洪水調節効果は小さいです。」ということをおっしゃっている。それからもう一点、「治水単独目的事業となることで治水分の事業費が増加し経済的にも不利になり、河道改修等のダム以外の対策案の方がコストの観点から有利です。」こういうようなことがこれは近畿地方整備局のペーパーとして出てきて、これが二年で変わったというのはどうしてですか。

●冬柴国務大臣 私も、その点についてどうして二年で変わったのかということ担当にもよく聞きました。実は、淀川水系、下流ですね、本川といいますか、そこが大阪、京都、大都市を控えていて、そこで破堤するとかこういうことは許されなわけですが、まずそこをきちっとしよう、堤防を整備しようということで、ボーリング調査その他をずっと平成十五年から十八年にかけて調査を

してまいりました。

当初は、ここが破れてはいけないということで、その際に、上流部をいらってしまうと、この下流の堤防が整備されていないときに上を整備して、上流からの流れが全部淀川へ入ってくるということになると破堤するおそれがある。そういうことから、まずは淀川本堤をきちっとしようということから、上流部については、今委員が言われたように、留保しようということ、平成十七年七月、私の方の近畿地方整備局が公表いたしました、そのときに、大戸川ダムについても当面見送るということにしました。

しかしながら、十八年の結果を受けまして、淀川の堤防が非常に強くて、あと五年ほど整備をすれば十分だということがわかりました。そうなりますと、上流の方も、すなわち桂川、宇治川、木津川ですけれども、そういうところの整備をできるじゃないかということになってきたわけでございまして、そうすれば大戸川ダムも、その整備された宇治川へ流れ込む水を調整する意味では必要だというふうな十八年段階で変わったわけでございます。

確かに、二年でそういうふうに変えるのはおかしいんじゃないかという、私もそのような意味がありましたけれども、実は、十五年からの調査の結果が出たということでございます。

●前原委員 この場でかなり込み入ったことを議論しても余り私は意味がないことはないと思えますけれども、現段階では適切ではないと思えます。

そこで、私が聞いているのでは、堤防強化も実は緊急措置であって、本格的な堤防強化ではないという話も聞いております。そしてまた、中流域の河川改修をしたら今度は上流のダムが必要になったということになったら、延々と要は河川整備の必要性をマッチポンプのように生んでしまうような錯覚にも取りつかれるわけです、否定的に見れば。

そこで大臣、時間もこればかりにかかるわけにはいきませんので、二つのことを申し上げておきたい。これは総理に伺いたいと思えます。

総理、前の鳥取県知事の片山さんという方がおられますが、この片山さん、御自身の任期の一期目に、中部ダムというダムをやめられたんです。前任者が決めておられたダムをやめた。

そのときの話が私は非常におもしろいと思うんですけれども、情報公開条例、国でいうと情報公開法ですね、これを徹底的に活用して、うそを言ったらだめだぞ、うそを言ったら情報公開条例によって罰せられるぞということを役人に言いながら、もう一度同じ治水効果でダムと河川改修の積算をやり直せということと言われたそうです、情報公開を逆手にとって。そしたら、初めは県の試算は、ダムは百四十億、護岸工事だったら百四十七億としてダムの方が安いとなっていたのが、この情報公開条例をやれば、ダムが二百三十億円、護岸の工事が七十八億円というのをを出してきた。つまりは、改ざんをしていたということなんです。

国土交通省が改ざんをされているという前提に立つわけじゃありませんが、情報公開というものを徹底的にやって、大臣も大臣でありますので、素人と言うと恐縮かもしれませんが、私もちょっとかじった程度で、素人であります。ですから、情報公開法に基づいて、これだけの治水効果を得るためには、例えばこういう方法があって、どちらが安いかというようなことをしっかりとデータを示して、そして、改正河川法の趣旨にのっとって、流域水系委員会、第三者機関で議論してもらってその議論を尊重するというようにしていけば、透明度が上がって、本当に必要なダムだったらつくつたらいいんですよ。僕は全部ダムがだめだと言っているわけじゃない。

だけれども、先ほど申し上げたように、当初予算が川辺川のように三百億円で、今はまだダムの本体に手をつけていないのに六倍以上かかっている、こんなことはやはり繰り返しちゃいけないので、徹底した透明化、情報開示、そして河川法改正に基づく住民参加の流域委員会での結論を尊重するという形に私は河川整備を変えていくべきだと思いますが、総理の御見解をお聞かせください。

●福田内閣総理大臣 私の県にも大きなダムがございます。また、建設中もあるんですね、八ツ場ダムみたいな。ですから、そういうことについて日ごろ関心は十分持っております。

河川事業というのは、この八ツ場ダムも随分長い時間をかけておりますけれども、大変長い期間を要するわけでございまして、そういう場合に、その事業の必要性、これはもちろんでありますけれども、地域住民の意見も聞かなければいけないということがあります。そして、河川環境、この環境も、考え方がどんどん変わってきますので、そういうことも配慮しなければいけない。それからまた、需要がどのぐらいあるかといったようなことも考えなければいけない。

いろいろな問題を考えていく場合に、地域住民にやはり相当程度の情報提供をしないと住民もよく考

えることができない、判断できないということもありますから、それは可能な限り情報公開しながら進めていく、そして、的確なる事業評価、厳格なる事業評価をしていかなければいけない。何しろお金のかかることですから、そういうことは十分配慮していく必要があると思います。

●前原委員 総理がおっしゃったように、ぜひ徹底した情報公開、やるとおっしゃった、そして住民の意見も聞いて判断をするとおっしゃった、そういう仕組みをしっかりとやっていただきたいというふうに思います。

(※この議事録は掲載許可を得た上で配布されております)

10月25日の「淀川の未来を考えよう」でお聞きした「…整備計画原案」に関する質問と意見です。ご回答をよろしくお願いいたします。

①宇治市民の安全確保のため、宇治川洪水を防ぐのに必要な塔の島付近での流量をいくらと考えるおられるのですか？

1500 トンは琵琶湖後期放流のためだというのは分かったのですが…。

②1500 トンを可能にするために川床を掘り下げた場合、「亀石」は「亀石」として存在できるのでしょうか？単なる岩の塊になってしまうのではないのでしょうか？そのようなことは認められません。

③息子がちいさかったころ、塔の島で水遊びを楽しんだものです。それが今ではどうでしょう、大人でも危険な水路と化しています。もうこれ以上自然、景観、環境を壊さないでください。むしろ、できる限り以前の状態にもどしてください。

④宇治川洪水を防ぐための流量は、締め切り堤と導水管、興聖寺前の埋立地の撤去でほぼ確保できるのではないのでしょうか。

⑤1500 トン確保のため、六石山地内に直系10メートルを超えるトンネルを掘るとしてありますが、そのあたりは落石・崩落常習地帯で、防災工事が絶えないところではないですか。そんなことをすれば、ダム本体を支える岩盤にダメージを与え取り返しのつかないことになるのではありませんか。大丈夫と判断された根拠をお示してください。

以上

淀川水系河川整備基本方針、淀川整備計画原案及び淀川流域委員会資料についての再質問

2007年10月31日

中川 学 [技術士 (建設部門)]

### 1. 宇治川の計画高水流量について

「宇治川の計画高水流量について、瀬田川洗堰から天ヶ瀬ダムを経て三川合流点に至るまでの主要な地点毎（瀬田川洗堰、大戸川合流点、天ヶ瀬ダム IN、OUT、宇治橋、戦川合流点、弥太次郎川合流点、山科川合流点等）の詳細な流量値を教えてください。」という質問に対して、「天ヶ瀬ダムOUT=1,140m<sup>3</sup>/s、山科川合流点前=1,500m<sup>3</sup>/s」という数値が示された。ここで以下の再質問を行います。

- 1.1 計画流量配分図において、「宇治地点 1500 m<sup>3</sup>/s」としている「宇治地点」とは、流出計算上の正確な地点は、宇治橋地点ではなく、「山科川合流点前」のことと確認して良いか。
- 1.2 天ヶ瀬ダム下流地点と山科川合流点前との間で 360 m<sup>3</sup>/s の流入があるが、流出計算において、どのような流域モデルとし、どのように流域分割しているのか、また実際の流出計算のデータを教示願います。
- 1.3 この 360 m<sup>3</sup>/s の流入が見込まれる残流域は約 20 km<sup>2</sup>と想定されるが、洪水到達時間のずれをも想定すれば過大に考えられる。的確な説明をお願いします。
- 1.4 宇治橋地点における洪水流量を軽減するためには、宇治発電所からの放流量 60 m<sup>3</sup>/s を減ずることが考えられる。そのためには、瀬田川からの取水をストップする方法、または三室戸方面への放水路に放流する方法が考えられるが、いかがでしょうか。

### 2. 第 64 回委員会「審議資料 1-4-1」について

「塔の島地区河川整備事業」と題する上記資料のスライド番号 6 において、昭和 47 年洪水による琵琶湖沿岸の浸水被害の状況が出されている。しかしこれは現在の実態とは相違するものである。

「河川」誌 2002 年 3 月号において、国交省琵琶湖河川事務所長の児玉氏（当時）が、琵琶湖総合開発事業の成果として、琵琶湖沿岸地域の浸水条件は格段に改善されたことを得々と披瀝している。この論文によれば、昭和 47 年洪水と平成 7 年洪水を比較し、降雨量はそれぞれ 427 mm と 435 mm とほぼ同様で、琵琶湖最高水位についても 92 cm と 93 cm と全く同じような状況であった。しかし冠水面積は 3,377 畝から 742 畝に、床上・床下浸水戸数についても、755 戸から 7 戸へと改善された、とする内容である。

その後さらに改善されていることと考えられるが、いずれにしても昭和 47 年当時の浸水実態は現状と相違するのは明らかである。このような事実と相違する資料を掲載するとは、

市民を愚弄するものであり、許されるものではない。

釈明と善処方をお願いします。

3. 藪田氏は質問 NO.593 において、昭和 36 年洪水と平成 7 年洪水を比較し、琵琶湖水位がいずれも +90 cm 程度と同等であるにも関わらず、浸水面積は 1800ha と 750ha と大きく相違していることを指摘している。これに対する回答は、平成 7 年の浸水面積は実測であることに対して、昭和 36 年の数値は再現計算結果によるものと回答されている。

しかし 2.4 倍もの開きがあるのは再現計算の意味がない。審議対象とする資料としても全く信頼できない代物と言わざるを得ない。当然信頼すべきは実測データであるが、計算方法を修正し、シュミレーション結果も修正すべきである。

4. 昭和 36 年 6 月洪水による被害実績と、同一の琵琶湖水位の条件（最高水位、時間変化等）において、現状の施設整備水準及び操作規則を想定した被害シュミレーションとの比較を行ってください。

「河川」誌 2002 年 3 月号において児玉氏が比較されているように、琵琶湖沿岸地域の浸水条件は格段に改善されているのは既知のことである。天ヶ瀬再開発事業の効果を予測するために多くのシュミレーションが行われているが、浸水条件改善のためには多様な手法が想定される。そうした検討のためにも、上記の比較検討は重要と考えられる。

5. 宇治川堤防調査結果について

「宇治川堤防調査結果の公表をお願いします」との依頼に対して、「詳細なデータは膨大である、個別に問い合わせ願いたい」旨回答されました。

京滋バイパスから山科川合流点付近までの間の 2 断面について、ボーリング柱状図と地質断面図をお示し願います。

6. 第 6 1 回委員会「審議資料 3-1」について

「大戸川ダム建設事業」と題する上記資料のスライド番号 7 において、天ヶ瀬ダムが貯水容量不足によりダムパンクするデータが掲載されており、そのために大戸川ダムが必要とする説明が行われている。

しかし、従来の天ヶ瀬ダムの洪水調節計画において、このようなダムパンクを示すようなデータは示されていなかったように、私は記憶している。同様に、大戸川ダムの主要な目的としても、このような役割は記載されていなかったように記憶している。

私の記憶違いの可能性もありますが、これらの経緯について教示願います。

7. 琵琶湖後期放流に伴う宇治川改修事業において、計画流量を 1500 m<sup>3</sup>/s としている根拠は何か、という質問に対して、「塔の島付近の景観保全の観点から 1500 m<sup>3</sup>/s が限度であ

る」旨の回答がなされている。

しかし、これまでに実施された  $1500 \text{ m}^3/\text{s}$  を前提とした改修工事により、既に宇治川景観は相当に破壊されている。国交省自身もこの事実は認識しているようであり、塔の島締め切り堤の撤去、宇治山田護岸の改築等を実施する方針を明らかにしている。したがって、「景観保全の観点から  $1500 \text{ m}^3/\text{s}$  が限度」つまり「 $1500 \text{ m}^3/\text{s}$  までは景観破壊とはならない」という論拠は既に破綻しているのが明らかである。宇治川景観の保全を改修事業の前提条件とするのであれば、改修計画流量  $1500 \text{ m}^3/\text{s}$  そのものを白紙に戻して検討すべきである。

8. 上記のとおり、宇治のシンボル景観である塔の島一帯の景観保全のためには、改修計画流量を  $1500 \text{ m}^3/\text{s}$  とすることは問題であるが、加えて、想定される宇治川洪水流量を前提とした場合にも、 $1500 \text{ m}^3/\text{s}$  改修には根拠がなく再検討すべきである。

先ず「淀川水系河川整備基本方針」において、「宇治地点」の計画高水流量は  $1500 \text{ m}^3/\text{s}$  とされているが、これは塔の島地点より約  $5 \text{ km}$  下流の山科川合流前地点における流出量であって、宇治橋地点のものでないことは先の質問 (NO.786) への回答から明らかである。この回答によれば、天ヶ瀬ダムからの放流量は  $1140 \text{ m}^3/\text{s}$  であるから、塔の島地点ではこれにプラス  $\alpha$  程度のもので、 $1500 \text{ m}^3/\text{s}$  よりはるかに小さい流量で済むことが明らかである。

次により重要なポイントは、現在住民意見を反映して策定されようとしているのは、「淀川水系河川整備計画」であるが、この原案に示された改修計画流量が、基本方針流量 ( $1500 \text{ m}^3/\text{s}$ ) よりさらに小さいことである。この点については、宮本委員も質問 No.576 により指摘されていることであるが、「宇治地点」(山科川合流前地点)における計画流量は  $1100 \text{ m}^3/\text{s}$  であり、塔の島地点ではさらに小さな数値となることが明らかである。

以上に見たとおり、塔の島地区の改修計画流量を  $1500 \text{ m}^3/\text{s}$  とすることは、宇治のシンボル景観保全の上では既に破綻しており、加えて、「宇治川水系河川整備基本方針」においても、「宇治川水系河川整備計画原案」においても根拠のない数値なのである。

塔の島地区の改修計画流量を  $1500 \text{ m}^3/\text{s}$  にこだわるのではなく、安全に流し得る適正な数値に設定するならば、亀石が干上がらないような対策や、放水路化した河道を改善し、自然豊かな河道に復元することも可能と考えられる。

琵琶湖沿岸地域の安全、宇治川洪水からの安全、そして塔の島景観の保全回復という三要素を満足する改修流量を、再度、白紙から検討し直すべきである。

国土交通省近畿地方整備局様  
淀川水系流域委員会様

2007. 10. 31

宇治市菟道  
山岡 久和

### 質問・意見

1. 再質問・779で質問いたしましたのは、昭和46年当初の淀川水系河川整備計画では宇治地点(50.5 km)は基準点でなかったのですか、教えてください。もし、基準点でありましたらそれが主要な地点にいつから変わったのか理由を説明していただきたい。

それでは天ヶ瀬ダムにおける洪水対応と塔の島地区における1,500 m<sup>3</sup>/S放流問題について質問します。

1. 淀川、宇治川の洪水時に琵琶湖の水位が上昇しているにもかかわらず、瀬田川洗堰は、淀川、宇治川の流量を低減させるために放流制限または全閉操作をおこなわれるとの説明ですが、現時点において、戦後最大の降雨があれば天ヶ瀬ダムで洪水対応を行なわれ、これに対応して瀬田川洗堰の水位操作が行なわれますが、この戦後最大の洪水(5313)に対して琵琶湖の水位上昇は何センチで、貯水量は何万トンになるのですか、具体的に説明していただきたい。

同じ条件で洗堰が全開したら琵琶湖の水位は何センチ下がりますか、その効果について教えていただきたい。

2. 琵琶湖の水位上昇による浸水被害の実態については琵琶湖総合開発事業等によりほぼ解消されており、現状の浸水被害(床下浸水)は内水排除の問題であると聞いておりますが、徐々に上昇するわずか数センチの水位を下げるために瀬田川・洗堰・鹿跳び溪谷・天ヶ瀬ダム再開発事業・塔の島地区の開削を行ったから完全に解決するものでも無いと聞いておりますが、戦後最大の洪水に対して琵琶湖の浸水被害にどれ位の効果があるのか具体的に説明していただきたい。
3. 琵琶湖の浸水被害といわれる、わずか数軒(床下浸水)の移転等の補償や元々水陸移行帯としての農地補償、もしくは内水排除等の対策で解決できるように思いますが、費用対効果と環境の視点から検討していただいていると思いますので、金額と関係する機関との協議状況を示して説明していただきたい。
4. 宇治川についてお尋ねします。まず、基本高水ピーク流量が宇治地点において工事実施基本計画では2,800 m<sup>3</sup>/Sであります但し河川整備基本方針では2,600 m<sup>3</sup>/Sに、また、計画降雨量についても下方修正がされています。これらのことは宇治地点における1,500 m<sup>3</sup>/Sの流下能力とどのようにかかわっているのか説明をしていただきたい。

5. 宇治川の戦後最大洪水は昭和 28 年 9 月の洪水時の最大到達流量は約  $1,100 \text{ m}^3/\text{S}$  と想定され、 $1,500 \text{ m}^3/\text{S}$  は宇治 1/150 計画規模の洪水の流量であるとの説明ですが、今回の整備計画は 20~30 年を目標に定めるのでありますが、この目標でも、今までの実績からして全ての整備が出来るとは思いませんが、何故、最終目標の 100 年とも 200 年ともかかると言われる「淀川水系河川整備基本方針」の目標を持ち出されるのかわかりません。
- もっと時間をかけて多くの意見を反映させる努力と検討をすべきことであると思いますが、何故、急いで  $1,500 \text{ m}^3/\text{S}$  の開削を行いたいのか説明をしていただきたい。
6. 天ヶ瀬ダムの放流量増大は、水系全体として戦後最大洪水に対応すると共に琵琶湖の後期放流のために必要となるもの言われていますが、天ヶ瀬ダムからの放流量は  $1,140 \text{ m}^3/\text{S}$  で、宇治地点までで  $300 \text{ m}^3/\text{S}$  流入することになってありますが宇治発電所の  $60 \text{ m}^3/\text{S}$  は示されていますが、その 5 倍の流量がどこから流入するのかわかりません。具体的に説明をしていただきたい。
7.  $1,500 \text{ m}^3/\text{S}$  は山科川合流点上流からの流出量が含まれるとの説明でありましたが、それでは、弥陀次郎川、戦川、白川、志津川、カット排水、樋門、樋管、発電放流等から流入する流量は天ヶ瀬ダムからの放流量をコントロールされることと思いますが、その総水量をどのようにして確認されますか説明をしていただきたい。
8. 天ヶ瀬ダムの発電放流量 ( $186.4 \text{ m}^3/\text{S}$  の水利権あり) はダムからの放流に含まれるとの説明ですが、今日まで発電放流されていますが、天ヶ瀬ダムの放流量はゼロであります。
- 天ヶ瀬ダムの放流量としていくらかからカウントされるのか、また、公表されていないだけなのか説明していただきたい。
9. 塔の島地区の整備の説明で塔の島地区河川整備に関する検討委員会の審議を踏まえ、最小限の掘削とし、最深河床部約 0.4m で対処する方針とありますが、この委員会を傍聴していましたがこのような結論にはなっていなかったのではないかと。そこでお尋ねしますが、もし、流域委員会委員も誰も知らない具体の場所も解らない河床最深部 0.4m 掘削することになるならば現状からして 2m~3m の掘削になり、宇治川の戦後最大の洪水流量よりはるかに大きい琵琶湖の後期放流  $1,500 \text{ m}^3/\text{S}$  のための放水路になるのではないかと危惧しています。
- 少なくとも、まず、一般の人々が判る現況平面図に両岸部の現況横断図 (1/100~1/200 位) 複数ヶ所に計画ラインを示して説明するべきだと思いますので説明をしていただきたい。
- 現在示されています 51.2K 付近の断面模式図では、流域委員会委員も含めて誰も解らないと思います。
10. 河川整備計画策定にあたっての基本的考え方として水、生物、人、まちづくりなどとのつながりをもった川とするとともに、住民等の参画や情報の共有を推進していく。「生態系が健全であってこそ、人は持続的に生存し、活動できる。」と

の考え方をふまえて河川環境保全・再生を図り次世代に適切に引き継げるよう勤める。また、河川環境の保全・再生は「川が川をつくる」ことを手伝うという考え方を念頭に実施していく。特に、水陸移行帯の保全・再生をはじめとして河川の縦断・横断方向の連続性が分断されている状況を修復し、さらには河川・湖と陸域の連続性を確保する。と述べられていますが、1,500 m<sup>3</sup>/S を流せるようにするため、宇治川の狭窄部である塔の島付近を改変されてきましたが、それでは、塔の島地区で今まで行われてこられた河川整備工事等で、生態系と景観について、この視点(基本的な考え方)で従前より良くなったことについて具体的に説明していただきたい。

河川管理者の謝罪を要求する。

住民対話集会 参加者 小山公久

第65回委員会 (H19.10.23) 審議資料 2-5

「淀川水系河川整備計画原案等に関する質問意見集」  
別紙集の623 (43ページ)

第5回 住民対話集会 意見のまとめと抜粋 として

開催日 平成16年9月4日

開催場所 上野フлексホテル 209

A74C-70:代替案について

の一部を意図的に  
討論内容の

今回の資料として提供された。

私は、激しい 11号におりを持って、河川管理者の責任を問う。

第1点 住民対話集会としては、H16.9月25日の第6回  
住民対話集会で最終的な作成作業を行った上で、  
「提案書」として提出されたはずであり、

11号は、討論中の検討内容資料を、流域委員会  
に提出した事は、許される事である。

9月25日「提案書」以外の、許されるわけがない。謝罪せよ。  
11号の  
を示す

第2点 住民対話集会として、討論を重ねて「提案書」を  
提出したのに、その中で多くの質問や疑問点には  
答える努力をせよ、又、貴重な住民の意見や提案  
については、検討せよ、この形を以て意図的に  
利用された点には、進行役の桑子敏雄先生も  
ご存知の上での事か?

「提案書」中の質問に対する回答を要求する。  
又、提案に対する検討結果も明らかにせよ。

第3点 3.ダムを作らずにダム以外の施設を作ることも  
前提とした検討 4.一つの意見までで、次のページ  
を講じている。参考資料に述べると、おりに5つの意見と

4.ダムを作らず一旦凍結して再検討の4つの意見  
であり、おりに意図的に利用されたか、許せぬ。

近畿地方整備局 様  
淀川水系流域委員会 様

2007.10.30

奥西一夫\*

質問書：天ヶ瀬ダム再開発計画等における流下能力 $1500\text{m}^3/\text{S}$ の根拠

淀川水系河川整備計画原案61頁には「山科川上流において $1500\text{m}^3/\text{S}$ の流下能力を確保するため、以下の対策を実施する。」として、隠元地区の引堤及び河道掘削、塔の島地区の河道整備、天ヶ瀬ダムの放流能力増強、が挙げられています。

しかし、確保すべき流下能力  $1500\text{m}^3/\text{S}$  については、貴流域委員会のホームページを見ても全く要領を得ません。去る 10 月 25 日の「塔の島地区河川整備に関する検討委員会」委員への報告会を傍聴しましたが、そこでの報告と質疑・応答を聞いても、疑問はむしろ深まる一方です。つまり、国土交通省側からは、これは既に決まっていることだというような前提で話されるのに対し、何人かの委員から疑問が出されました。このままでは、流域委員会、あるいは上記検討委員会は何を議論しているのか、さっぱりわかりません。そこで疑問点を整理した形で質問します。委員会として答えられない場合は河川管理者から回答を徴して頂きたく存じます。

1. 洪水ピーク流量（10月25日には、それは山科川合流点の直上流での値であると説明されました） $1500\text{m}^3/\text{S}$ は河川整備計画原案の計画流量ですか。もしそうでない場合は $1500\text{m}^3/\text{S}$ はいかなる計画規模のもので、その計画規模は河川整備計画原案のそれと一致しますか。そして河川整備計画原案の計画流量はいくらで計画規模はいかなるものですか。また既往最大流量（昭和28年水害時？）はいくらですか。

2. 10月25日に説明された天ヶ瀬ダムから山科川までの残流域（但し山科川の集水域は含まない）と、天ヶ瀬ダムから宇治橋までの残流域はそれぞれいくらですか（国土交通省側は10月25日の報告会でこの質問に対する回答を、河川工学は精度が粗いという理由で拒否されましたが、これは精度の問題ではなく、論理性の問題です）。

3. 琵琶湖からの後期放流時に  $1500\text{m}^3/\text{S}$  の放流が必要と説明されていますが、その時に琵琶湖、大戸川などの主要流入河川、および残留域から流出する流量はそれぞれいくらかと計算されていますか（その合計が  $1500\text{m}^3/\text{S}$  となる筈ですが、そうでない場合は理由を教えてください）。またこれらの流量はピーク流量ではないはずですが、どのような考え方に基いて計算されていますか。

\*京都大学名誉教授，武庫川流域委員会委員

淀川水系流域委員会殿  
国土交通省近畿地方整備局殿

淀川の利水についての質問

平成19年10月30日  
「関西のダムと水道を考える会」  
(代表) 野村東洋夫

[質問1]

(淀川三川合流点下流における利水について)

平成8年度から平成17年度までの10ヵ年について、11月から翌3月までの次の数値をお示し下さい。

- 1-1、上水の各月最大取水量
- 1-2、工水の各月最大取水量
- 2-1、(大阪府) 上水の各月最大取水量
- 2-2、( 〃 ) 工水の各月最大取水量
- 3-1、(大阪市) 上水の各月最大取水量
- 3-2、( 〃 ) 工水の各月最大取水量
- 4-1、(阪神水道) 上水の各月最大取水量

[質問2]

(淀川三川合流点下流における利水について)

現時点における次の数値をお示し下さい。

- 1-1、上水の水利権合計
- 1-2、工水の水利権合計
- 2-1、(大阪府) 上水の水利権合計
- 2-2、( 〃 ) 工水の水利権合計
- 3-1、(大阪市) 上水の水利権合計
- 3-2、( 〃 ) 工水の水利権合計
- 4-1、(阪神水道) 上水の水利権合計

(以上)



近畿地方整備局 様  
淀川水系流域委員会 様

07/10/30 宇治「防災を考える市民の会」 梅原 孝

## 前期放流・塔の島付近の問題等についての質問及び意見

以下の質問及び意見についてお答えください。

- 1、第 65 回委員会・審議資料 2-4-1 原案に関わる質問・回答集 576 番・宮本委員が「琵琶湖の後期放流 1500m<sup>3</sup>/s は、従来宇治川の改修計画流量が 1500m<sup>3</sup>/s だからその流量を限度に、最大限後期放流させると理解していた。しかし、原案では戦後最大洪水を安全に流下させることを目標にしていることから、整備計画における宇治川の目標も戦後最大洪水 1100m<sup>3</sup>/s となると考えられる。そうであれば、整備計画における後期放流も 1100m<sup>3</sup>/s になるのではないか。」と質問されています。全くそのとおりで、これが整備局の一貫した考え方でした。宮本委員の質問に対する回答は、この点に全く言及していません。原案の方針は、何十年と下流住民に説明してきた内容と違い全く理解できません。未解決の問題が山積する中では、後期放流も前期放流にあわせるべきです。
- 2、上記の宮本委員の質問内容と同様に、昭和 48 年に開催された「第 2 回宇治橋付近景観保全対策協議会において縄田顧問（当時の淀川工事事務所長）が「天ヶ瀬ダムの放流量を増やすために川底を下げるのではないかということだがこれは違う、琵琶湖総合開発とからんで、お考えになっているようだがそうでない。というのは、現在洪水の時、瀬田川の洗いぜきは全閉している。したがって洗いぜきから下流の、ここまでの流域面積だけが対象になっている。その間琵琶湖流域に降った雨は、全部とまりそのため水位があがり、琵琶湖沿岸は浸水、被害がおこるがこれは総合計画の中で琵琶湖周辺の治水という事で解決していく問題である。」と明確に言い切っておられます。ですから宇治市民は、1500m<sup>3</sup>/s を宇治川に流すために悩み苦しんできました。しかし、未だに亀石問題をはじめ多くの問題が解決不能のままとなっています。1100<sup>3</sup>/s なら展望も出てきます。これまでの基本方針をなぜ堅持できないのでしょうか。
- 3、洪水時における天ヶ瀬ダムの放流量は、これまで 1200<sup>3</sup>/s でしたが、今回 1140<sup>3</sup>/s に変更されました。しかし計画高水流量 1500<sup>3</sup>/s は、これまでは宇治橋付近でとのことでしたが、今回は山科川合流点前に変更されました。宇治橋付近の計画流量はいくらですか。質問 786 の回答では「算出していません」となっていますが、洪水時における塔の島付近の流下能力を確保するためには、必要と考えますが。
- 4、質問 786 の回答では、天ヶ瀬への洪水時の流入量は、1400<sup>3</sup>/s と回答されています。これまでは 2300<sup>3</sup>/s で、ダムで調整して 1200<sup>3</sup>/s の放流量になるとの事でしたが、1400<sup>3</sup>/s なら現行の 900<sup>3</sup>/s 放流で可能ではないのでしょうか。
- 5、質問 182、千代延委員への回答では、「宇治地点の 200<sup>3</sup>/s 減は、大戸川ダムで解消

される効果」と回答されています。そうすれば、宇治橋付近も 1300 トン/s で、ダムの放流量も 1000 トン/s になるのではないのでしょうか。

- 6、第 64 回委員会審議資料 1-4-1、図 4 宇治川流下能力で、戦後最大流量はダムから観月橋手前まで 1100 トン/s であるが、この間の流域河川等からの流入量はいくらでしょうか。
- 7、第 64 回委員会審議資料 1-4-1、図 8・H18 年滋賀県の緊急要請で、+30 cm に達したと知事から緊急要請が整備局にされたとのことであるが、雨が降れば水位は上がるものでいたし方が無いと考えます。宇治川でも一気に 1、2 m も上がり危険な状態になることがしばしばです。この緊急要請に対する整備局の考えと、この洪水での被害状況をお教えください。
- 8、第 64 回委員会審議資料 1-4-1、図 20・塔の島地区の河川整備の方針では、断面図も記載されているが、実際にどうなるのかこの図では分かりません。50.0、50.2 km など各断面における掘削前と現状、掘削後、さらに当初の 3m 掘削案について断面図に本川、派川ごとの OP 基準での水面からの深さ、掘削の深さ、及びその断面積、流速について、平常時と洪水時期、後期放流時期にわけてお示しいただきたい。
- 9、第 64 回委員会審議資料 1-4-1、図 21、22、23 景観への配慮では、島の周りに砂利を囲っているが、ごろごろと硬いイメージで、河川工事がされるまでの柔らかく暖かい感じは全く出ていません。図 26 で将来期待できる砂州としていますが、ダムから土砂対策は当然今回解決すべきもので、またこの対策によって断面積等がどうなるのか、前質問 8 と同様に示していただきたい。
- 10、第 64 回委員会審議資料 1-4-1、図 29 今後の課題では、工法について新技術の活用等の検討が言われているが、川底の掘削、島の切り下げ、トイレの移設、樹木の移植等やっと落ち着いてきた観光宇治がまたがたがたすると思うともうやめてほしいが実感です。それも後期放流のためになぜ宇治が多大の犠牲を払わねばならないのか納得できません。
- 11、第 64 回委員会審議資料 1-4-1、図 29 今後の課題では、課題 5 の亀石対策について「掘削による水位低下で亀石らしく見える日数が減ることになり、対策の必要性を含め検討していく。」とされていますが、らしく見える日が 140 日が 40 日になるとの話もありますが、ほんとうでしょうか。増水すれば見えなくなり、ほとんどらしく見える日は無くなるのではないのでしょうか。

亀石は、宇治川のすばらしい景観を構成する重要なものです。「対策の必要性を含め検討」では方針の大幅な後退です。対策は必要であり、このこと抜きで見切り発車は市民にとって重大な損失です。

質問および意見書として提出します。

---

「淀川水系河川整備計画原案に関わる疑問」(再質問)

2007年10月30日  
自然愛・環境問題研究所  
代表 浅野 隆彦

- 1) 【604】 それならば、現況の岩倉峡疎通能力を2地点を代表させて示されたい。
  1. 岩倉観測所の「無害流量」および「最大流量」。
  2. 岩倉地点(57.4K)の「無害流量」および「最大流量」。また、今回から使用するとしている「H-Q曲線」から逆算し、「粗度係数」を出し示されたい。
- 2) 【617】 高山ダム水位＝標高 E.L. 94.3mの時、水面上に表出する堆砂量はいくらか示されたい。全ての既設ダムにおいても、当該ダムの「低下可能水位」における水面上表出堆砂量を示されたい。
- 3) 【619】「時系列5式」並びに「コーホート要因法」とはどういった推計法か詳しく教えて貰いたい。
- 4) 【620】 森井堰の受益面積は44haあり、確認された排水口は区内3.9ha分のもではないか？大半39.1haは名阪国道より北へ出て、久米川左岸川尻の排出樋門より木津川へ「還元」されていると聞いている。この用水経路全てを配置図に記入し示されたい。
- 5) 【621】 「基本高水」でなければ、「計画高水」なのか？「川上ダム治水利水計画検討調査報告書・治水編(平成3年3月)」で、1,100m<sup>3</sup>/Sとなっているが、これは何か？また、これは流域平均雨量の改竄によって計算された「詐欺的な報告書」であることを指摘して来た(淀川水系流域委員会参考資料 意見書NO.702)が、その後修正されているのか？
- 6) 【622】 「意向」は誰から聞いたのか？聞いたと言う場所、会議名、日時を示されたい。「一部減らしたい」という「意向」もあったのではないか？
- 7) 【623】 不特定、一部住民の話し合いの事ではなく、河川管理者が「代替案」の真剣な検討をしようとする場合、現地の地権者や所有者等に条件その他の聞き取りなどをする必

要があろう。そういった類の記録をいつているのである。まさか机上の検討だけで済ましてきたと謂う訳ではないだろう？

- 8) 【672】「H-Q曲線」が特定できれば、逆算すれば済むこと。計算式を示し、「粗度係数」を示されたい。岩倉観測所地点の計画高水位での横断面積を使って、やられたい。
- 9) 【673】 基本的には、柘植川と服部川流域に降雨が大きく偏って降る場合とその逆の場合を検討する。片側の遊水地が早く満タンに、逆流を始める、水位がドンドン上昇していく中で、反対側の流れも増えて来る、狭窄部でのバック・ウォーターはどのように響いてくるか を検討することで、越流堤の高さや長さに対する判断、ピーク・カットが本当にできるのか、どのようにすれば最も有効な役割を果たす事が出来るのかなどの判定ができるだろう。その判定の為には「平均化シミュレーション」という手法だけではなく、上記のような「地域分布による特殊洪水シミュレーション」も加えなくてはならないと考える。

2007年10月30日

国土交通省近畿地方整備局 様  
淀川水系流域委員会 様

宇治・世界遺産を守る会  
藪田秀雄

## 淀川水系河川整備計画原案についての質問および意見

### 1、質問へのすみやかなる回答を求める

10月12日付の「淀川水系河川整備計画原案 塔の島地区の河川整備事業について意見・質問」でもって24項目の質問を提出しているが10月30日現在、回答がない。河川管理者は地域住民に対して原案についての意見交換会をもっているが、宇治地域では塔の島地区河川整備事業に関する質問に対する回答がない中では十分な意見交換とまらない。

質問に対して速やかに回答されたい。(別紙「淀川水系河川整備計画原案 塔の島地区の河川整備事業について意見・質問」再添付)

### 2、質問241の再々質問

宇治川塔の島地区の現況の流量は何 $\text{m}^3/\text{s}$ なのか、具体的な根拠を示して回答されたい。また提出されている資料ごとに現況流下能力の数値が異なるはなぜか説明されたい。

質問241「宇治川塔の島地区の現況の流下能力はいくらか」に対する回答は「第59回委員会の審議資料2 p8の宇治川流下能力図(現況)の塔の島付近を参照して下さい。」であった。そこで10月12日付けでこの間の提出資料ごとに数値が異なることを示して再度の説明を求めたが、回答がない。

10月12日質問資料

宇治川塔の島地区の流下能力 (この間の塔の島地区の流下能力に関する資料をみる)		
資料名		
第64回委員会審議資料1-4-1「塔の島地区河川整備事業」の「宇治川現況流下能力図(現況)」	(右岸) 最小流下能力 51.625 k 890 $\text{m}^3/\text{s}$	(左岸) 最小流下能力 51.625 k 980 $\text{m}^3/\text{s}$
第59回委員会審議資料2「治水対策の考え方について」の「4.3.3 宇治川流下能力図(現況)」	(右岸) 最小流下能力 51.625 k 850 $\text{m}^3/\text{s}$	(左岸) 最小流下能力 51.625 k 950 $\text{m}^3/\text{s}$
第59回委員会審議資料「治水対策の考え方について」P17「4.3.3 塔の島地区の整備」	現況流下能力概ね1,000 $\text{m}^3/\text{s}$	
第3回天ヶ瀬ダムワーク(2)(H16.11.28)資料2	塔の島地区最小流下能力880 $\text{m}^3/\text{s}$	左岸最小流下能力970 $\text{m}^3/\text{s}$ *築堤区間最小流下能力2140 $\text{m}^3/\text{s}$

淀川水系流域委員会第2回ダムワーキング「天ヶ瀬ダム再開発計画に関する調査検討（中間報告）平成16年7月18日琵琶湖河川事務所」	宇治川でもっとも水が溢れやすいところは塔の島地区で、 <u>現状で約1,100 m<sup>3</sup>/s</u> を流すことができます。
---	---

今回質問追加資料

- ①地域住民への説明資料「淀川を考える『淀川の未来を考えよう』平成19年10月25日 淀川河川事務所」の「宇治川における主な具体の整備内容」  
 塔の島地区 ●1,500 m<sup>3</sup>/sに対して現況流下能力概ね1,000 m<sup>3</sup>/s
- ②資料「塔の島地区河川整備に関する検討委員会委員への報告会（H19.10.25）資料—5 塔の島地区の河川整備について」（淀川河川事務所）  
 塔の島地区 現況流下能力 890 m<sup>3</sup>/s
- ③資料「基礎案整備内容シート 治水—6—1 平成18年3月22日版」  
 「■塔の島付近現況 宇治川の中で塔の島付近が一番流下能力がない  
 現況 約1100 m<sup>3</sup>/s → 約1,500 m<sup>3</sup>/s」
- ④基礎案に係る具体的な整備内容シート 平成15年9月11日版  
 治水—17 ■琵琶湖沿岸の浸水被害の軽減 塔の島付近 現況約1,100 m<sup>3</sup>/s
- ⑤「第2稿に係る具体的な整備内容シート平成15年7月10日」  
 治水—16 塔の島付近 現況 約1,100 m<sup>3</sup>/s

①と②のように同じ日に開かれた会議の資料でも数値が異なっている。この間の資料を見れば塔の島地区の現況の流下能力は約1100 m<sup>3</sup>/sと考えるのが妥当であろう。

### 3、質問243の再々質問

質問243の回答は「0.4m掘削とは、以前の3m掘削計画との比較で、表現しており、現在の最深河床からの掘削深さになります。但し場所によって、それ以上浅くなったり深くなったりします」である。これではどうにでもなるということでまったく納得できません。塔の島地区の河床掘削計画の「最小限の掘削（最深部約0.4m、最深河床部0.4m）で対処する方針（平常時の水面は50～90cm下がる）」について、掘削範囲全体について、計画河床高、現況河床高、現況水位と計画水位など、河道の変化、掘削量、水位の変化が分かるように資料をしめして説明されたい。河川縦断図および各地点での河川横断図に現況の河床高、計画河床高、3m掘削計画河床高、水位を示すなど分かりやすい資料を提示されたい。O. P. 表示されたい。

また「最深部0.4m」と「最深河床部0.4m」と資料によってばらばらであるものを整理されたい。

### 4、質問

第64回委員会（H19.10.6）審議資料1-4-1「淀川水系河川整備計画原案につい

て「塔の島地区の河川整備事業」で「◆景観、自然環境の保全、親水性に配慮した河道整備を実施するため、塔の島地区河川整備に関する検討委員会の審議を踏まえ、最小限の掘削（最深部約 0.4m）で対処する方針（平常時の水面は 50～90 cm 下がる）」としている。

「塔の島地区河川整備に関する検討委員会の審議を踏まえ」という記述はあたかも検討委員会が結論をまとめたあるいは意見書をまとめたように人々に錯覚させるのであって、やめるべきだ。検討委員会は今春休止しており、意見書はまとめていない。

## 5、質問

「最深河床部 m」という言葉は第 59 回委員会提出の資料から初めて使用された。回答では「0.4m 掘削とは、以前の 3m 掘削計画との比較で、表現しており、現在の最深河床からの掘削深さになります。」としている。

淀川河川事務所長の諮問機関であった「宇治川塔の島地区河川整備検討委員会第 3 回委員会資料 平成 13 年 3 月 16 日」の「1、治水対策と環境対策に配慮した河道掘削断面 治水対策断面」で「本川平均河床高から概ね 1.1 m の掘削」としている。

「平均河床高から m」と「最深河床部 m」は明らかに異なるものではないか。なぜ「平均河床高から m」を「最深河床部 m」に変更したのか説明されたい。

最深河床部からを用いれば、0.4m という数字は河床掘削量が小さいような錯覚に陥らされるが、実際は水位が 0.8m 低下することから見ても掘削量は大きい。

## 6、質問

第 64 回委員会審議資料 1-4-1 「塔の島地区の河川整備事業」は、流下能力の増大を図る 4 つの対策（対策①：宇治右岸（宇治山田）のセットバック、対策②：締切堤撤去、対策③塔の川導水管撤去（L=130m：水位計まで）、④：亀石下流の道路嵩上げ（右岸）を示し、①～④を実施した場合、現況流下能力 890 m<sup>3</sup>/s が対策後流下能力 1120 m<sup>3</sup>/s になるとしている。

890 m<sup>3</sup>/s と 1,120 m<sup>3</sup>/s の差 230 m<sup>3</sup>/s の根拠を説明されたい。①～④のそれぞれの効果を示されたい。

また対策①宇治川右岸（宇治山田護岸工事・亀石遊歩道の設置）をセットバックでなく、完全撤去した場合の対策①～④対策後の流下能力を示されたい。

## 7、質問 580 の再質問

580 の回答は「後期放流を 1500 m<sup>3</sup>/s 以上とするためには、宇治川塔の島地区において、掘削量が大幅に増大するため事業費が増大するとともに、景観保全の観点から 1,500 m<sup>3</sup>/s を限度としているものです。」としている。

これは質問で天ヶ瀬ダム再開発事業の 1,500 m<sup>3</sup>/s 放流能力増強の原因である琵琶湖後期放流の 1,500 m<sup>3</sup>/s の根拠は何か。淀川水系流域委員会は「淀川水系 5 ダムに

ついでに調査結果についての意見書」(平成17年12月22日)で「4-3-2 天ヶ瀬ダムの放流量の増大(1)放流能力の増大」において「河川管理者が05年7月の『調査検討』で示している天ヶ瀬ダムの洪水調節制限水位での1,500 m<sup>3</sup>/秒への放流能力の増大は、71年12月に策定された淀川水系工事实施基本計画に示されたものを踏襲したもので、明確な論理的根拠を持っているとはいえないとのべている。明確な説明を求めたい、という質問に対する納得ゆく回答ではない。

流域委員会の意見書の指摘は妥当であると考えているが、河川管理者の見解はどうか。

## 8、質問584の再質問

回答第65回委員会審議資料2-5「淀川水系河川整備計画原案等に関わる質問・意見集 別紙集」の別紙584に示されている流量配分図で天ヶ瀬ダム下流で流入支川合計(天ヶ瀬ダム下流)220 m<sup>3</sup>/sが記されているが河川名と流量はいくらなのか。

## 9、質問585の再質問

質問は「琵琶湖後期放流時の瀬田川、大戸川、宇治田原川、その他の各支川の流量はいくらか。天ヶ瀬ダムの放流量、志津川、白川、宇治発電所放水路などの流量はいくらか。流量配分図を示して、詳細に説明されたい。琵琶湖・洗堰、天ヶ瀬ダム地点、宇治地点の洪水ハイドログラフを明示されたい。」です。回答は「瀬田川洗堰の後期放流は、支川の流量にかかわらず、琵琶湖からの流出量と支川の流量を合わせた上で宇治川の流下能力を超えないように調節しながら琵琶湖水位を低下させることとしているものです。」です。これは質問への回答ではありません。再度、質問への回答と資料の提示を求めます。

## 10、質問591の再質問

質問591の回答は「今回・河川整備計画策定にあたり計算の内容等について改めて検証を行ったうえでシュミレーションした結果をお知らせしています。」です。

これは質問に対する回答とはいえない。

第63回委員会審議資料2-2「天ヶ瀬ダム再開発事業」の「事業の効果(琵琶湖治水)」で、「琵琶湖最高水位：現況B.S.L.+0.90m、整備後B.S.L.0.71m。最高水位が約19cm下がる。」としている。一方、第42回委員会審議資料1・6・3、第3回天ヶ瀬ダムワーク(2)資料3などで、昭和36年6月洪水シュミレーションで、琵琶湖最高水位 現況B.S.L.+0.98m、整備後B.S.L.+0.82mとしている。琵琶湖最高水位は浸水面積や浸水被害に関わる根本事項である。同じ昭和36年6月洪水のシュミレーションで最高水位が+0.98mと+0.90mと数値が異なっている理由はなぜか説明されたい。

「計算の内容等について改めて検証を行ったうえでシュミレーションした結果」というのならその内容を明らかにされたい。

#### 11、質問 592 の再質問

納得ゆく回答でない。「計算の内容等について改めて検証を行ったうえでシュミレーションした結果」というのならその内容を明らかにされたい。

#### 12、質問 593 の再質問

回答は「平成 7 年 5 月洪水の浸水面積については、浸水した痕跡を計測されています。今回お示したものは、再現計算結果であることから差異が生じたものです」です。

質問は「平成 7 年 5 月洪水の琵琶湖最高水位は B. S. L. +0.93m、浸水戸数 7 戸、浸水面積約 750ha であるのに対して、今回の昭和 36 年 6 月洪水シュミレーションの結果で琵琶湖最高水位は B. S. L. +0.90m、浸水戸数 15 戸、浸水農地面積 1800ha である。最高水位が低い方が浸水戸数も浸水面積も多い理由について説明されたい。」です。なぜ水位が低いほうが浸水戸数や浸水農地面積が大きいのですか。平成 7 年 5 月洪水が、実態であるとするれば、今回のシュミレーションの結果は明らかに実態からかけ離れているということではないか。

#### 13、質問 594 の再質問

回答は「浸水被害を示す写真には、撮影日を記すこととしており、その日の水位を記しました。なお、最高水位を記録したのは、5 月 16 日です。」です。

質問は「第 63 回委員会審議資料 2-2「天ヶ瀬ダム再開発事業」パワーポイント 3「事業の必要性（琵琶湖治水）」の浸水被害の状況（平成 7 年 5 月洪水）で「平成 7 年 5 月 13 日撮影 撮影日 6 時の琵琶湖水位 B. S. L. +0.73m」と記述している。平成 7 年 5 月洪水の琵琶湖最高水位は B. S. L. +0.93m である。ここでわざわざ +0.73m と書いている意図は何か。」です。説明無しで一見すればだれでもが誤解する可能性の高い記述です。

「平成 7 年 5 月洪水の最高水位は B. S. L. +0.93m」と書けばよいのではないのでしょうか。

#### 14、質問 595 の再々質問

回答で「全閉操作を解消した場合の放流は、洗堰設置前の自然状態を想定しています。つまり洗堰設置前の総流出量となるように、堰のゲートを固定し人為的に操作せず、琵琶湖の水位の上昇に伴い流出量が大きくなるということです。」とある。洗堰を全閉操作しない場合、瀬田川洗堰における琵琶湖の水位と流出量の関係について資料を示して説明されたい。

#### 15、質問 596 に関して

原案は洪水時に瀬田川洗堰を全閉操作しないことを決めたのであるから、洪水時に洗堰から 50~90 m<sup>3</sup>/s を放流した場合、琵琶湖治水・琵琶湖水位への効果については当然検討されているはずのものであり、即答できないことは遺憾です。速やかに回答

されたい。

#### 16、質問 597 に関して

原案は洪水時に瀬田川洗堰を全閉操作しないことを決めたのであるから、洪水時の洗堰 50～90 m<sup>3</sup>/s 放流＋琵琶湖後期放流 1,500 m<sup>3</sup>/s の場合を検討され要るはずであり、この場合の琵琶湖最高水位、浸水戸数、浸水農地面積はいくらかの質問に即答できないことは遺憾です。速やかに回答されたい。洪水時の洗堰 50～90 m<sup>3</sup>/s 放流＋琵琶湖後期放流 1,200 m<sup>3</sup>/s の場合についても合わせて速やかに回答されたい。

#### 17、質問 598 の再質問

回答は「瀬田川洗堰からの放流量は、大戸川合流後に最大 1,500 m<sup>3</sup>/s となるよう洗堰から放流するものです。」とある。琵琶湖後期放流時の大戸川の最大流量および最小流量は何 m<sup>3</sup>/s と考えているのか。

#### 18、質問 599 の再質問

「琵琶湖開発事業の前と後で、琵琶湖計画高水位 B. S. L. +0.80m を B. S. L. +1.40 m に変えた理由を説明されたい。(第 57 回委員会審議資料 4－2 p 49、第 58 回委員会審議資料 4 p 5)。」の質問に対して再度分かりやすい説明を求めます。

以上

質問および意見書として提出します。

---

「既設ダムの長寿命化について(補足説明)への疑問」

2007年10月30日  
自然愛・環境問題研究所  
代表 浅野隆彦

- 1) 陸上掘削した堆砂は何処へ、捨てるのか？その運搬手段、経路、時間帯、総経費は？
- 2) 既設ダム建設時のバイパス・トンネルの現状を示されたい。
- 3) 川上ダムの「年平均想定堆砂量」は、もともと比奈知ダム集水域の地質と似ているとして、3,000m<sup>3</sup>/年で堆砂容量を設計している。この経緯からいくと現実の比奈知ダムと同じ「年平均堆砂量」=7,000m<sup>3</sup>/年に修正するべきではないか？
- 4) 既設ダムの夫々の低下可能水位と最低水位を示されたい。そして、両方の水位で表出する堆砂量を示されたい。
- 5) 幾つかの方法、手段をあげて経費の検討内容を示されたい。
- 6) 堆砂容量内の余剰水量を使えば、全体の既設ダムが連携し、利水損失をカバーできると森川さんは書いている。このような検討をしているなら、その内容を示されたい。

近畿地方整備局 様  
淀川水系流域委員会 様

07/10/29 宇治「防災を考える市民の会」 梅原 孝

## 利水等の問題についての質問及び意見

多くのダムで、人口減、給水量減の中で利水計画が撤退されている中で、天ヶ瀬ダムのみ計画の変更がないのはなぜでしょうか。府、市においても需要増は考えられず、巨額の負担金額からみて必要の無い支出は、住民から理解されないものです。

すでに何十年と現状のダムで対応できていることからみれば、再開発の必要はないのではと考えます。見直しが必要ではないでしょうか。以下の質問点にお答えください。

- 1、原案についてP25、3.4 利水で「・・・暮らしを支えるため、これまでに高度に水資源開発がなされてきたが、近年においては少子高齢化社会の到来や人口増加の鈍化傾向等がみられるとともに、工場の海外移転や資源循環型への転換などの急激な変化により使用水量が減少している。このような状況の変化に応じて、開発水量と実績最大取水量に乖離が生じている。」とし、その下段では、「一方・・・また、宇治市、城陽市、八幡市、久御山町の3市1町において人口の増加に伴って水道水の需要が増加している。」とされているが、この地域だけなぜ増加しているのか。実数での公表をお願いします。
- 2、原案・天ヶ瀬ダム再開発事業 61回委員会資料のP4、5では、取水量0.6トン/sの増が必要であるからとの説明ですが、すでに現行のダムで1975年から32年間にわたって取水され、何の支障も生じておらず、現行のダムで事足りおり、600トンもの放流量増を行う再開発計画の理由にすべきではないと考えますが。
- 3、原案に対する質問回答・No.267で「20年、30年後先の将来人口の見通しについては現時点で把握していません。」と河川管理者が回答しています。計画の見直しでは、一番大事なことが欠落しています。現実に宇治市では第4次総合計画の中で人口が減少していくとの方向を明確にしています。絶対に必要なものであり無駄な投資になれば取り返しがつきません。3市1町の将来人口の見通しについて明確にして判断すべきです。
- 4、再開発事業における総費用はいくらで、そのうち利水事業分の京都府及び3市1町の負担金はいくらになるのでしょうか。
- 5、発電量の増も見込まれていますが、関電の再開発事業における負担金はいくらになるのでしょうか。

淀川水系流域委員会殿  
国土交通省近畿地方整備局殿

「異常渇水シミュレーション」についての質問

平成19年10月28日  
「関西のダムと水道を考える会」  
(代表) 野村東洋夫

河川管理者は第65回委員会配布資料(審議資料2-3-2)において、丹生ダム「異常渇水対策容量」に関連する「渇水シミュレーション」を紹介していますが、これについて質問します。

。。。。

〔質問1〕(「検討ケース(1)」スライドNo.5、No.6について)

農業用水の「実績月別“最大”取水量」が示されていますが、「平均”取水量”もお示し願います。

〔質問2〕(「検討ケース(1)」スライドNo.7)

渇水シミュレーションにおいては“最大”ではなく「月別“平均”取水量」を使用しないと結果が過大となると考えられます。月別平均取水量に基づいたシミュレーションをお示し下さい。

〔質問3〕(「検討ケース(2)」スライドNo.9、No.10)

このシミュレーションの「取水制限」の対象は平成13年の実績取水量ですね？

〔質問4〕(同上)

月別最大取水量の数値をお示し下さい(上水、工水別に)。

〔質問5〕(同上)

このシミュレーションにおける「維持流量放流制限」は次の通りですね？

-90cm ~ -110cm	10%	(= 7m <sup>3</sup> /s)
-110cm ~	20%	(=14m <sup>3</sup> /s)

〔質問6〕(「検討ケース(3)」スライドNo.11~14)

河川管理者は“平成6年渇水と同程度まで削減”として、維持流量の放流量を次のようにしています。

10%取水制限時	50m <sup>3</sup> /s
20%取水制限時	35m <sup>3</sup> /s

大川・神崎川の通常の維持流量は 70m<sup>3</sup>/s ですから、これは放流制限量（いわゆる「維持流量カット」）を次のように設定したことを意味します。

10%取水制限時	20m <sup>3</sup> /s
20%取水制限時	35m <sup>3</sup> /s

しかし、35m<sup>3</sup>/s カットを150日以上も継続するのは平成6年渇水の実績から大きく乖離した異常なものであることは、スライドNo.11で河川管理者自らが“(平成6年渇水において)維持流量が35m<sup>3</sup>/s程度となったのは実質9日”と記述していることから明らかです。

このような常識外れの条件設定をしたために、琵琶湖最低水位が-1.28mという“高過ぎる”結果となった訳であり、このような荒唐無稽なシミュレーションを異常渇水の検討材料とすることは出来ません。

私達は先日の意見書(No.833)で、当会の定めた条件でのシミュレーションの提示を求めましたが、対応して頂けませんでしたので、ここに改めて下記の条件での提示を河川管理者に要求します。何故ならこの条件の内、「維持流量カット」については、昭和59年～60年渇水の際の実績をもとに定めたもので、河川管理者が今回、平成6年渇水をもとに示した条件より遥かに無理の無いものであるからであり(当会意見書No.671)、「取水制限」については前回委員会配布資料において河川管理者が初めて提示したのですが、一応妥当と考えられるからです。

#### [当会の要求するシミュレーションの条件]

##### (1) 維持流量カット

(琵琶湖水位)	(カット量)	
-90cm ~ -110cm	11m <sup>3</sup> /s	(大川 10m <sup>3</sup> /s、神崎川 1m <sup>3</sup> /s)
-110cm ~ -130cm	17m <sup>3</sup> /s	(大川 15m <sup>3</sup> /s、神崎川 2m <sup>3</sup> /s)
-130cm 以下	23m <sup>3</sup> /s	(大川 20m <sup>3</sup> /s、神崎川 3m <sup>3</sup> /s)

##### (2) 取水制限

「検討ケース(2)」に同じ

#### [質問7] (「検討ケース(5)-1」(スライドNo.17,18))

このシミュレーションにおいて、維持流量放流制限(カット量)が明示されていませんが、これは次のような“甘い”条件に設定されているのではありませんか？

-90cm ~ -110cm	10% (= 7 m <sup>3</sup> /s)
-110cm ~	20% (=14m <sup>3</sup> /s)

これを上記[質問6]で私達が示した条件にすれば、-140cm以下でも取水制限を20%のままとすることが可能となるのではありませんか？

#### [質問8] (「検討ケース(5)-2」(スライドNo.19~21))

ここでは取水制限実施時期を早めるケースが紹介され、“-60cmから開始すると取水制限の頻度が大幅に増加する”としていますが、-80cmから開始することにすれば、スライドNo.21からしてその頻度は約半分減少します。何故-80cmではなく-60cmから

なのですか？

〔質問9〕（「検討ケース（2）」スライドNo.10）

「検討ケース（2）」のシミュレーションを詳しく見れば、昭和14年の梅雨が「空梅雨」であったことが確定する7月25日頃の琵琶湖水位は-0.5m程度であり、これが-0.8mに達するのは8月5日頃ですから、7月25日時点で更なる水位低下を予想して「琵琶湖水位が-0.8mに達したら取水制限を開始する」と決めることは可能です。

そこで、取水制限や維持流量放流制限率は「検討ケース（2）」のまま変えずに置き、維持流量放流制限の実施時期だけを下記のように変更した場合のシミュレーションをお示し下さい。

-80cm ~ -100cm	10%
-100cm ~	20%

〔質問10〕

最後に基本的なことについてお聞きします。

丹生ダムに「異常渇水対策容量」を設ける目的として、近畿地方整備局は従来、“既往最大規模の渇水に対して断水を生じさせない”こととしていましたが、これに対し、今回「原案」（p.73）では次の記述に変わっています。

“計画規模を上回る渇水に対して、社会経済活動に影響を及ぼさないためにも異常渇水対策容量の確保が必要である”

また、第63回委員会配布資料（審議資料1-2）（スライドNo.28）には次の記述があります。

“現状の水利用において、既往最大規模の渇水が発生した場合、取水制限や節水を見込んでも琵琶湖の最低水位は利用低水位-1.5mを下回り、社会経済活動に大きな影響を及ぼすこととなり、異常渇水対策容量の確保が必要”

以上のことから、丹生ダムに「異常渇水対策容量」を設ける目的が、従来の「断水を生じさせないこと」から「既往最大規模の渇水において琵琶湖水位が利用低水位を下回らないようにすること」に変わったと理解して良いでしょうか？

（もし違うのなら、この渇水対策容量が無ければ淀川下流部において断水が生じることを具体的に論証して下さい）

（以上）

近畿地方整備局 様  
淀川水系流域委員会 様

## 槇島堤防など宇治川堤防についての再質問

河川整備計画原案について理解できない事項があり、標記の件について **07/10/14** 付けで質問をし、第 65 回委員会資料にて回答をいただきましたが、尚下記の内容について理解できず委員会で十分な審議をいただくとともに、整備局の考えをご回答いただきますようよろしくお願いたします。

**07/10/28** 宇治「防災を考える市民の会」 梅原 孝

## 槇島堤防など宇治川堤防についての再質問

- 1、 原案の「4. 3. 2 堤防の補強」について「詳細調査の結果、堤防補強を実施必要があることが明らかとなった区間は以下のとおりである。」とし「宇治川は3. 4 km」とされています。しかし第 64 回委員会の審議資料 1-3-1 では浸透危険区間が 3.8 km」となっています。また次ページの図資料の記載数字も違います。なぜでしょうか。
- 2、 堤防の安全度の判断は、10 月 25 日の淀川を考える会での説明では、200m ごとにボーリング調査を実施した結果と聞きました。ボーリングの調査箇所と調査結果のデータを公表し、安全と判断した地層とそうでない地層の違いを明らかにしてください。
- 3、 重要水防箇所について、10 月 14 日付の質問に対する回答では、「10 年後にも無くなることはない」との回答ですが、A ランクは、対策が未施工の箇所で、B ランク所要対策が未施工の箇所のことであり、『今回の「3. 4 km」の中に、重要水防箇所は全て含まれている』との回答からみれば、10 年後には、この指定箇所は無くなるはずではないのでしょうか。
- 4、 重要水防箇所には「堤防高や水衝など」でも A, B ランクに指定された箇所が宇治川には多数ありますが、これも今回の「3. 4 km」の中に全て含まれており、対策がとられるのでしょうか。
- 5、 他の河川にはない 1500 トンもの放流が後期放流として 10 日間以上続くと言われています。堤防補強の度合いが桂川や木津川等他の河川とは大きく違ってくると思われれます。どのくらいの強化の仕方が違うのか。費用面なども含め分かりやすくご説明ください。前回の回答では違いが全く分かりません。

以上、よろしくお願いたします。

質問および意見書として提出します。

「淀川水系河川整備計画原案に関わる疑問」(再々質問を含む)

2007年10月28日  
自然愛・環境問題研究所  
代表 浅野 隆彦

再質問に対する回答の中にも、質問の趣旨にマトモに答えず、ハグラカシ、黙秘的なものが多い。明解な回答に成るよう心がけて頂きたい。

- 1) 【463】 河川整備計画原案の今後 20~30 年間に於ける整備内容を検討する場で、「戦後最大洪水」による被害想定はどうか、が先ず基本であり、それが長期目標の計画規模による被害想定をも飛び越えて「超過洪水」被害想定を示す事の、不整合な「説明資料」を改める事ができないのか？と聞いているのである。
- 2) 【465】 ハイドロ・グラフだけでは分からないから、詳しい流出解析(洪水追跡計算)を示して貰いたいと言っているのが理解できないのか？
- 3) 【466】 ハイドロ・グラフだけでは分からない。「戦後最大洪水」に於いて、川上ダム地点で 800m<sup>3</sup>/s の調節効果があると言うなら、その「検討調査報告書」と枚方地点までの「流出解析(洪水追跡計算書)」を示して貰いたいと言っているのが理解できないというのか？
- 4) 【467】 全く質問に対する回答になっていない。「バランスの定義・基準」を具体的に分かるように答えて貰いたい、その上で、元々、自然の地形として大昔から存在する「狭窄部、洪水氾濫原(遊水地)」を改変して、下流に洪水負荷を増やす事が「上下流のバランスの為にどうしても不可欠の河川整備」と考えているのか？その論理を明確に示して貰いたい、と言っているのが理解できないのか？
- 5) 【468】 全くマトモに答えていない。「雨量確率から流量確率を求める事において、その複合確率は、その 2 つの確率を<確率論の原理>乗法の定理により掛け合わせた数値となる」のであり、「河川砂防技術基準(計画編)」に準拠した現在の「基本高水」は、「計画規模降雨量確率」とは全く整合しておらず、その手順に根本的な修正が必要であろう。以上の事に「確率論、確率・統計学」の学問的立場から、真正面からの説明・反証をされるよう求めているのである。
- 6) 【477】 超過洪水として、集中大豪雨がこの都市部を襲った時、地下浸透や貯留地の少ない事、下水道からの溢水等、都市部ならではの問題があろう。また、その多くは低平地、元からの遊水地である場所も多い。「都市型内水氾濫」に対する特別な対策を持っていないのか？全てこの手の質問に対

し、「水害に強い地域づくり協議会」など関係機関と連携云々と、マトモな回答にならないのは「流域対応策」への不作為があるからなのか？

- 7) 【478】 この項目は【476】と関連するが、「猪名川流域整備計画」発足以来の「進捗状況」を、時系列で詳しく説明して貰いたいと、言っているのである。
- 8) 【479】 これまで無堤であったと言う事は、元々、遊水地としての歴史的経緯があり、その役目を持っていた場所であろう。ならば、流域対応策を様々組み立て、連続堤防化を避ける必要があると考えるが、連続堤防で下流への洪水ポテンシャル増加をどう考えているか？また、当地についても破堤時には大きな被害になってしまうのではないか？
- 9) 【481】 一庫ダムの上流者との協議録を示すなり、費用の中身の説明をして貰いたいと言っているのである。

## 淀川水系流域委員会殿

2007. 10. 26

佐川克弘

## 異常渇水対策検討ケースの新提案

私は異常渇水のと看、上工水であれ農水であれ維持流量であれ、取水または放流制限するときは、無差別に同率を適用するのも選択肢のひとつではないかと考え、別途河川管理者の見解を打診しています。ただし制限の対象は上工水と農水は水利権量とし、維持流量は  $70 \text{ m}^3/\text{S}$  です。

上工業についての私の試算結果は下の通りです。委員各位も検討して下さるようお願い致します。

## ◎検討条件

- ① 淀川下流における上工水の水利権量は  $95.548 \text{ m}^3/\text{S}$  とする
- ② 取水制限以前の平均取水量は  $60.0 \text{ m}^3/\text{S}$  とする。

ということはこの時点で、すでに水利権量に対して  $37.2\%$  「取水制限」していたことになる。

## ◎検討結果

- イ) 水位がAレベルとなって取水（放流）制限を  $43.5\%$  とすると

$$\begin{aligned} \text{上工水は} & 95.548 \times 56.5 \approx 54 \text{ m}^3/\text{S} \\ \text{維持流量は} & 70 \times 56.5 \approx 40 \end{aligned}$$

- ロ) 水位がBレベルとなり制限率を  $50\%$  とすると

$$\begin{aligned} \text{上工水は} & 95.548 \times 50 = 47.774 \\ \text{維持流量は} & 70 \times 50 = 35 \end{aligned}$$

上のように河川管理者の検討ケース（3）と比べると水位Aレベル（ $-10\%$  取水制限を想定）の維持流量放流制限量がややシビアとなるので、琵琶湖の水位はより改善されることとなります。

なお農水はここで無視しましたが、水利権量に対する取水実績は  $50\%$  以下なので全く影響しないと考えます。

淀川水系流域委員会殿

2007. 10. 25

佐川克弘

## 丹生ダムの異常渇水対策容量についての疑問

## ◎税金を使って丹生ダムを建設してよいのか？

今回河川管理者の提示した「淀川水系河川整備計画原案」の特徴は、上下流のバランスを強調していることにあると考えます。そして異常渇水対策として丹生ダムに貯めることを選択肢の一つとして挙げています。対象とする異常渇水はS14渇水で、その確率は1/60と説明されています。

他方、千代延委員の質問に対する河川管理者の回答を見ると「琵琶湖開発事業における利用低水位は-1.5mで」「-1.5mの利水安全度は約1/10」と説明されています。(第65回委員会審議資料2-3-1 No. 545参照)

この回答を見ると①琵琶湖開発事業は、初めから10年に1回は-1.5mを下回ることを予期していて②だからこそ補償対策水位(-2.0m)を設定していたと理解することが出来ると考えます。従って10.23の審議資料2-3-2検討ケース(1)は-1.64mだから、これは琵琶湖開発事業の「想定内」であり、ケース(2)～(5)は検討無用ということになります。

論点を変えて他地域(例えば水不足のニュースにしばしば登場する松山市、高松市など)の利水安全度が1/10だとすれば、1/60対策のために丹生ダムを建設することは、著しく他地域とバランスを欠くことになります。まして国税が投入されるのですから、私を含む淀川水系の住民は「地域エゴ」のために税金を使うことになってしまいます。税金の中には水不足に悩む人々ばかりか、財政再建団体となった夕張市民が納入したお金も含まれ、言ってみれば貧しい人の懐に手を突っ込んでなけなしのお金を奪って、自分はその金でピフテキを食べているようなものです。

異常渇水対策のための丹生ダム建設は認められない!このことを河川管理者、流域委員会各位、流域住民の皆様に訴えたいと思います。

追って私は福岡市、松山市、高松市の実情を知りたくて河川管理者に質問を致しましたが、「詳細は把握しておりません」というそっけない回答でした。河川管理者に対して再質問中ですが、納得できなければ「近畿地方整備局は回答してくれない」ことを理由に霞ヶ関に直接質問するつもりです。(第65回委員会審議資料2-3-1 No. 535参照)